

(6) 街路事業による整備効果

① 都市計画道路の整備による渋滞緩和

都市部において交通渋滞が緩和され、物流機能強化、中心市街地活性化等経済社会活動の円滑化に資する。

(例) 環状第8号線の整備効果

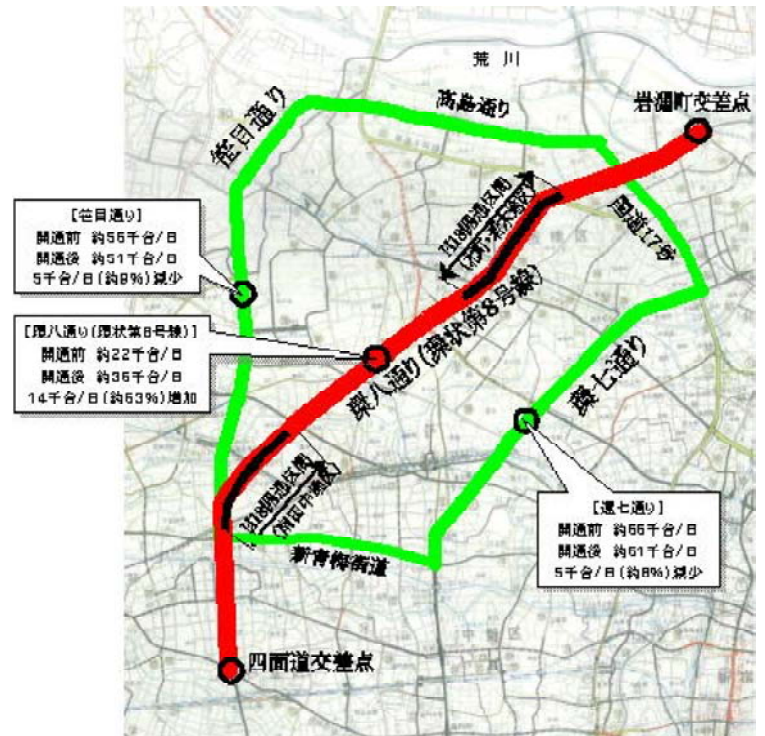
* 東京都心部を囲む環状道路の一部

(平成18年5月 供用)

◇ 走行時間の短縮

四面道交差点～岩淵町交差点
(延長15.3km)

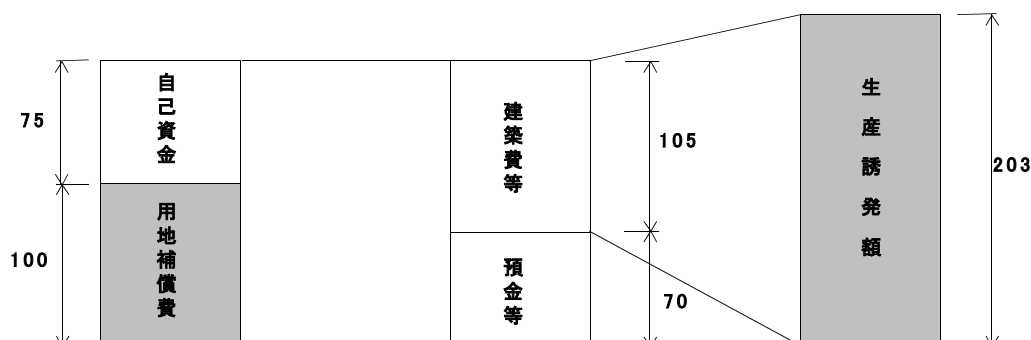
	開通前	開通後
笹目通り経由	約73分	約40分
環七通り経由	約77分	約44分
環八通り経由	—	約30分



② 街路事業の用地補償による生産誘発効果

街路事業は街なかの事業であるため、用地買収の対象となる地権者は直ちに住宅・店舗等に移転し、生活・営業等の再建の場を求めなければならない。したがって、用地補償費を受け取った地権者は、自己資金を追加して新しく建物を建てる割合が多く、その結果、用地補償を契機とする建築行為等の生産誘発効果は約2倍となる。

— 街路事業の用地補償費による生産誘発効果 —



☆平成8年度 (社)日本プロジェクト産業協議会調べ。

☆平成3年度東京都街路事業(区部)の用地補償費を対象に支払い後2年間での使途状況を調査。(調査対象母数895、有効回数サンプル数266)

☆建築費等の乗数は平成2年度建設部門分析用産業連関表における逆列係数による。